

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

北陸応援割

能登半島地震で被災した石川・富山・福井・新潟の観光需要を喚起するため1泊以上の旅行・宿泊商品を最大50%（上限あり）割引する事業が開始。来月26日まで。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/18(月) 仏滅 選抜高校野球大会開幕

19(火) 大安

20(水) 赤口 春分の日、米大リーグ開幕戦（ドジャース対パドレス）

21(木) 先勝 EU首脳会議

22(金) 友引 2月の全国消費者物価指数発表

23(土) 先負 彼岸明け、世界気象デー

24(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/11(月)	38,820 ▼869	146.73 △1.14
12(火)	38,797 ▼23	147.33 ▼0.66
13(水)	38,696 ▼101	147.66 ▼0.33
14(木)	38,807 △111	147.86 ▼0.20
15(金)	38,708 ▼99	148.57 ▼0.71

経営者保証を不要にできる信用保証制度等

中小企業の資金調達において、経営者保証に依存しない融資を促進するため「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「プロパー融資借換特別保証制度」の取扱いが今月15日から開始されました。

◆ 事業者選択型経営者保証非提供制度の概要

本制度は信用保証付融資について、保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。

◎要件……①過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している、②直近の決算で代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当である、③直近の決算において債務超過でない、又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない、などを満たす必要があります。

◎上乗せ保証料率……上記③の要件を両方満たす場合は所定の保証料率に0.25%、いずれか一方を満たす場合は0.45%を上乗せします。

◎保証料補助（時限措置）……令和7年3月末までの申込分は0.15%、～8年3月末までは0.10%、～9年3月末までは0.05%を国が補助します。

◆ プロパー融資借換特別保証制度の概要

本制度は経営者保証を提供したプロパー融資（信用保証を付さない融資）について、経営者保証を提供しない信用保証付き融資へ借換を認める制度です。

◎要件……①資産超過である、②EBITDA有利子負債倍率【（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）】が15倍以内である、③法人・個人の分離がなされている、④返済緩和している借入金がないことを満たす必要があります。

◎取扱期間……令和9年3月末までの時限措置です。

■この記事の詳細は、情報BOX201511

障害者への「合理的配慮の提供」が義務化

本年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

合理的配慮とは、個々の場面で障害のある方から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思が示された場合（例えば、飲食店で「車椅子のまま着席したい」という申し出など）には、負担が過重でない範囲で必要かつ合理的な対応をすることとされています。

また、①必要な範囲で本来の業務に付随するものに限ること、②障害のない人と同等の機会提供を受けるためのものであること、③事務・事業の本質的な変更には及ばないことに留意が必要です。

雇用契約書等は電帳法(電子取引)の対象

国税庁は電子帳簿保存法に関する「お問い合わせの多いご質問」を更新し、従業員を雇用する際、賃金や契約期間、支払方法などに関する事項が記載された「雇用契約書」や「労働条件通知書」の授受を電子メールやクラウドサービスなどの電磁的方式により行う場合は、電帳法における電子取引に該当することを明らかにしています。

そのため、雇用契約書等のデータは電子取引データとして原則、改ざん防止措置などの要件に従って保存する必要があります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年3月15日から取扱いが始まった新たな信用保証制度

◆事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）の概要

信用保証付融資において、中小企業者が保証料率の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。本制度は様々な信用保証付融資に適用することができます。

要件	次の要件のいずれにも該当すること（法人の設立後最初の決算が未了の者は①から③まで、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者は③を除く）。 ①過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 ②直近の決算において代表者（代表者に準ずる者も含む）への貸付金等※がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 ※仮払金・未収入金等も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。 ③直近の決算において債務超過でないこと、又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 ④上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ⑤保証料率の上乗せにより保証人を提供しないことを希望していること。
保証料率	上記の③の要件の両方を満たす場合：保証料率に0.25%上乗せ 上記の③の要件のいずれか一方を満たす場合（又は法人設立後2事業年度の決算がない場合）：保証料率に0.45%上乗せ
保証人	不要
対象となる保証	無担保保険（限度額8,000万円）に係る保証など。
その他	原則として、本制度を適用する個別の保証制度等の取扱いに準じる。

◆事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）の概要

上記の横断的制度の創設に伴い、当初3年間（令和9年3月末まで）の時限措置として、中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助する保証制度です。

保証申込日	補助率
令和6年3月15日～令和7年3月31日	0.15%
令和7年4月1日～令和8年3月31日	0.10%
令和8年4月1日～令和9年3月31日	0.05%

◆プロパー融資借換特別保証制度の概要

金融機関に経営者保証を提供した既往のプロパー融資（信用保証協会の保証を付さない融資）について、経営者保証を提供しない信用保証付き融資への借換を例外的に認める制度です。

要件	次の要件のいずれにも該当すること。 ①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率※が15倍以内であること ※（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） ③法人・個人の分離がなされていること ④申込日において返済緩和している借入金がないこと
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、プロパー融資のうち、経営者保証を提供していない残高の範囲内。
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（据置期間は1年以内）
保証料率	0.45%～1.90%
取扱期間	令和9年3月31日まで
その他	申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。 ①経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること ②経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと